

## 1) WTO (世界貿易機関)

WTOにおいては、平成13年11月に開催された第4回閣僚会議（カタール・ドーハ）における合意に基づき、新ラウンド（ドーハ開発アジェンダ）の貿易自由化交渉が行われてきた。サービス貿易分野の交渉は、リクエスト（自由化要求）・オファー（自由化約束）方式により進められており、15年3月の各国の第一次オファー提出期限以降、主に二国間協議を通じて、実質的な自由化交渉が進められてきた。海運分野を含むサービス分野の自由化交渉は、農業分野等のモノの貿易自由化交渉等とあわせて一括受諾方式（シングル・アンダーテイキング）の対象とされている。新ラウンドの早期妥結を目指し精力的に交渉を進めていたが、芳しい進捗がみられないまま現在に至っている。

海運分野における自由化交渉は、ウルグアイ・ラウンド及びその後の継続交渉（6～8年）において累次行われてきたが、各国の自由化約束の内容が不十分として米国が実質的に交渉に参加せず、海運主要国間において自由化に対する総意の形成が図れなかったことなどから、GATSの枠外に置かれることとなり、最恵国待遇をはじめとするその主要規定が適用されていない状況にある。「海運自由の原則」を外航海運政策の基本とする我が国は、ドーハ・ラウンドでの合意を目指して、EU、ノルウェー等海運先進国による海運自由化推進国会合の議長国となるなど、先導的な役割を担ってきた。

一方、ドーハ・ラウンドの停滞、GATS制定以降の時代に即した対応への必要性が高まる中、平成24年以降、WTOに加盟する有志国・地域により、海運を含むサービス貿易自由化に関する新しい協定を策定するための議論が継続的に行われ、25年6月には本格的な交渉段階へと移った。

この新協定は、TiSA (Trade in Services Agreement) と通称されており、23の有志国・地域（日、米、EU、オーストラリア、カナダ、韓国、香港、台湾、パキスタン、イスラエル、トルコ、メキシコ、チリ、コロンビア、ペルー、コスタリカ、パナマ、モーリシャス、ニュージーランド、ノルウェー、スイス、アイスランド及びリヒテンシュタイン）が議論に参加している。

近年、新協定の交渉は停滞しているが、世界経済の成長においても、我が国の経済成長においても、サービス産業の重要性はますます高まっており、今後も世界の自由で公正な貿易のルールを牽引していく観点から粘り強く交渉していく予定である。

## 2) EPA (経済連携協定) /FTA (自由貿易協定)

我が国はWTOによる多角的な自由貿易体制を補完する取り組みとして、EPA (経済連携協定) /FTA (自由貿易協定) 交渉を推進しており、交渉を積極的に進めている。

これまでに、15の国・地域（シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、豪州及びモンゴル）との間で協定が発効しているほか、28年にTPPが署名済み、29年に日・EUとの協定が交渉妥結に達している。海運分野では、フィリピンにおける海運代理店業にかかる外資規制の完全撤廃や、ブルネイにおけるLNGを含む外航貨物輸送についての自由化約束を獲得する等、一定の成果を得てきている。

現在、我が国は日・カナダ、日・コロンビア、日・中・韓、日・トルコ及びRCEP（日本、ASEAN10カ国、インド、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド）等との各EPA/FTAについて交渉等を行っている。海運企業を含む物流事業者が海外へ事業を展開するうえで障壁となっている外資規制や自国籍船への貨物留保等、規制の撤廃・緩和に向け

て積極的に交渉を推進し、海運サービスの自由化を求めている。

### 3) APEC (アジア太平洋経済協力)

APEC (アジア太平洋経済協力) は、経済規模で世界全体のGDPの6割、世界全体の貿易量の約5割、世界人口の約4割を占め、極めて多様な様相を呈するアジア太平洋地域において、域内における経済・社会の共通利益の拡大と持続可能な発展を目指す穏やかな協議体として、積極的な対話と行動を続けており、現在21の国と地域が参加し、交通を含む複数のワーキンググループ (作業部会) が設けられている。

海運分野では、平成9年より海運専門家会合を交通ワーキンググループ (WG) の中に設置し、海運サービスの自由化に向けた議論を進めてきたが、APECの組織改革の結果、18年5月より輸送モードごとの会合に再編され、海運分野は「港湾・海事専門家会合」 (議長国は我が国) として環境保護、船員育成を含めた海上安全など海事分野全般を扱い、その下にサブコミッティとして海事保安を取り扱う海事保安専門家会合が設置されている。

23年12月には、我が国より提案していたAPEC海運政策共通原則の各政策目標に関し、包括的に各国の自由化の取り組みの一層の促進を図るため、開発途上国の海事当局の政策立案者等を対象とした「APEC海運政策研修」を東京で開催した。

29年4月には第44回交通WG港湾・海事専門家会合が台湾の台北で開催され、①APEC域内におけるクルーズの振興②コンテナターミナルの開放性・公平性確保③「危険物及びコンテナの海上輸送における事故の防止を目的としたワークショップ/セミナー及びキャパシティビルディング」④運河関係等について、APECメンバー間で情報共有が図られ、今後の課題などについて議論が交わされた。

### 4) CSG (海運先進18カ国当局間会議)

CSG (Consultative Shipping Group) は、昭和37年に発足、海運先進18カ国の海運当局間による政策対話のためのグループであり、海運主要国が多国間レベルで集まる唯一の会議である。

米国や特定国の国際海運に関する規制政策について議論するとともに申し入れを実施している他、近年は、安全、保安、環境保全等についても幅広く議論している。また、2年に1回のペースで米国海事当局との政策対話であるUS-CSG会議を開催している。

我が国は、38年に加盟後、アジア唯一の加盟国としてCSGに参加してきたが、現在は日本、韓国、シンガポールの3カ国がアジアから参加している。平成20年3月には、37年ぶりに日本においてCSG会議を開催した。

29年9月には、英国 (ロンドン) にて海運先進国当局間会議が開催された。海運会社が公正な競争条件の下で自由に活動できる環境を確保するため、我が国は、国際条約と整合しない欧州のCO2地域規制や米国のバラスト水地域規制に関し、国際海事機関 (IMO) におけるグローバルな制度と整合性を保つべきであり、国際合意に基づかない地域規制の解消に向けて海運先進国当局が連携して取り組むよう呼びかけを行った。

CSG加盟国：

〈欧州〉 イギリス、オランダ、デンマーク、ギリシャ、スウェーデン、スペイン、ドイツ、ノルウェー、フランス、ポーランド、ポルトガル、イタリア、フィンランド、ベルギー、EU (オブザーバー)

〈アジア〉 日本、韓国、シンガポール

〈米州〉 カナダ